

(4) 全長制限
次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

漁業権者の名称	対象魚種	いわな	やまめ	あまご	にじま	ひめ	ます	木嶺	ま	うべき、	こい	ふな	うなぎ	おいか	ひがい	かじか、	しなのいわ	あ	いわ
南佐久南部漁業協同組合	15	15	15					10	18		10	30				5	20		
佐 久	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	8			"	"		
上 小	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
更 増	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
千 曲 川	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
北信 (内共第2号)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
北信 (内共第19号)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
高水 (内共第2号)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
高水 (内共第9号)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
裾花川水系	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
奈 良 井 川	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
波 田	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
犀 川	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
安 疊	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
北 安 中 部	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
犀川殖産	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
諏訪 湖	"																		
諏訪 東 部	"	15	15	15															
天 竜 川	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
下 伊 那	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
遠 山	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
木曽川 (内共第7号)	"	"	"	"	"	"	"	15					10	20	10	30			
木曽川 (内共第14号)		"											"	"	"	"	8		
姫川上流 (内共第8号)	"	15	"	15									"						
姫川上流 (内共第18号)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			

志賀高原漁	〃	20	15	15	10	10	8
根羽川	〃	15	15	15	18	10	
松原湖	〃				10	〃	
野尻湖	〃			15	〃	〃	30
青木湖	〃	15		〃	〃	〃	
木崎湖	〃	〃		15	〃	〃	
恵那	〃	15		〃	20	〃	8
浪合村	〃	15	〃				
平谷村	〃	〃	〃				
釜無川	〃	〃	〃	15			
糸魚川内水面	〃	〃	〃	〃	10		

漁業権者 の 名 称	漁具漁法	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合		
		一 般			小學生 以下 の 者		身 体 障 害 者		あ ゆ 以 外 の 魚 種	あ ゆ
南佐久南部漁業協同組合	竿 釣 釣	1 日 2,100 円	1 年 8,400 円	1 日 1,570 円	1 年 8,400 円	500 円	一般の1/2相当額	投 網 た も 網 さ で 網	1 日当たり 2,630円	1 日当たり 2,100円
佐 久 "	竿 釣 釣	2,100 円	12,600	1,260	6,300	無 料	あ ゆ 以 外 の 魚 種 無 料	投 網		1 年当たり 21,000円
上 " "							あ ゆ 以 外 の 魚 種 無 料			700円
更 " "	竿 釣 針	2,100	12,600	1,260	6,300	無 料	あ ゆ 1 日 2,100円	延 繩		700円
千 曲 "	竿 釣	2,000	9,000	500	3,500	無 料	1 年当たり 310円			300円
北 信 (内共第2号)	竿 釣	1,200	6,500	1,000	5,000	無 料	一般の1/2相当額	投 網	1 年当たり 10,000円	300円
北 信 (内共第19号)	竿 釣			1,000	5,000	無 料	一般の1/2相当額			200円

高 水 (内共第2号)	竿 竿 釣		600	4,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額			400円
高 水 (内共第9号)	竿 竿 釣		500	3,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額			500円
裾花川水系 "	竿 た も 釣 網	1,500	6,000	1,000	4,500	無 料	無 料	投 網	1年当たり 8,000円	700円
奈良井川 "	竿 た さ 釣 網 網	2,000	8,000	800	5,000	無 料	1年当たり 1,000円	投 網 や す	1年当たり 2,000円	600円
波 田 "	竿 た さ 釣 網 網			300	2,000	無 料	一般の1/2相当額	投 網 や す	1日当たり 300円	500円
犀 川 "	竿 た さ 釣 網 網			500	3,300	無 料	一般の1/2相当額	投 網	1年当たり 4,300円	500円
安 曇 "	竿 竿 釣 釣		500	3,500	無 料	無 料	無 料			500円
北安中部 "	竿 竿 釣 釣	1,000	5,000	1,000	3,500	無 料	一般の1/2相当額	投 網 も 網	1日当たり 1,500円	300円
犀川殖産 "	竿 竿 釣 釣	2,000	12,000	600	5,000	無 料	一般の1/2相当額	投 網 さ た や 延 う 箱 伏 四 手 網	1年当たり 4,000円	500円

姫川上流 <i>〃</i> (内共第18号)	竿 竿 竿	釣 釣 釣		1,000 300 700	5,000 無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額				400円
志賀高原 <i>〃</i>	竿 竿	釣 釣									
根羽川 <i>〃</i>	竿 竿	釣 釣	2,800	10,000	700 3,500	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	投網、ガリ 1日当たり 2,000円 1年当たり 7,000円	投網、ガリ 1日当たり 2,000円 1年当たり 7,000円	300円
松原湖 <i>〃</i>	手竿 手竿	釣 釣 釣			500 500 16,4.1 以降 525	6,000 3,500 16,4.1 以降 4,200	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		
野尻湖 <i>〃</i>	手竿 手竿	釣 釣 釣			16,4.1 以降 525	4,000 4,000 4,200	無 料				
青木湖 <i>〃</i>	手竿 手竿	釣 釣 釣			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		
木崎湖 <i>〃</i>	手竿 手竿	釣 釣 釣			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		
恵那 <i>〃</i>	竿 竿	釣 釣	2,000	8,000	1,000 5,000	無 料	無 料	無 料	身障手帳又は療育 手帳所持者、70歳 以上の者		700円
浪合村 <i>〃</i>	竿 竿	釣 釣			800	無 料	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		100円
平谷 <i>〃</i>	竿 竿	す て 釣 針			800	4,000	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		200円
釜無川 <i>〃</i>	竿 竿	さ で 釣 網			1,000	3,500	無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		
糸魚川内水面 <i>〃</i>	竿 竿	釣 釣	1日当たり 1年当たり	1,500円 8,500円			無 料	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額	一般の1/2相当額 一般の1/2相当額		500円

(2) 納付場所等

ア 1の表に掲げる漁業権者の所在地。

イ アに掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所。

ウ ア及びイに掲げる場所のほか、承認期間1日の遊漁料について遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。ただし、次の表の左欄に掲げる漁業権者の同表の右欄に掲げる漁具漁法にあっては、この限りではない。

漁業権者の名称	漁具漁法
南佐久南部漁業協同組合	さで網、たも網、投網
波田〃	投網、やす
北安中部〃	投網、たも網
志賀高原〃	竿釣
根羽川〃	投網、ガリ、やす、捨針
釜無川〃	投網、さで網

4 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁業権者共通)
- (2) 遊魚承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁業権者共通)
- (3) 遊漁者が自己の不注意により遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁業協同組合)

5 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁業権者共通)
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁業権者共通)
- (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁業権者共通)
- (4) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁業協同組合)

6 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。(各漁業権者共通)
- (2) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。(各漁業権者共通)

7 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。(各漁業権者共通)

8 河川特設釣場に関する事項

次の漁業権者にあっては、河川特設釣場を設置する。

漁業権者	区域	魚種	期間	料金	制限
木曽川漁業協同組合	王滝川 王滝川、上黒沢合流点より上流の上黒沢頭首工堰堤下流端までの区域	あまご いわな にじます	あまご いわな にじます 3月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 あまご いわな 1 kg 3,000円 にじます 1 kg 2,000円 無放流入場 500円 (ただし、17時から19時まで)	竿釣 1本
	黒川 黒川、上小川合流点より上流の上小川200m、黒川300mまでの区域				

漁業権者	区域	魚種	期間	料金	制限
平谷村 漁業協同組合	柳川 柳川のうち、浅間沢合流点より上流70mの区間 (平谷村122-7番地から122-10番地までの間)	あまご	4月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 1kg 3,000円 無放流入場 1,500円	竿釣 1本
	平谷川 平谷川のうち、峠沢120mの区間(平谷村737番地から445番地までの間)				

9 施行日

平成16年1月1日

園芸特産課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

発生した 家畜伝染病 の種類	家畜 の種類	発生 年月日	患 患畜 疑似患畜 の区分	発生 頭数	発生の場所 又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年 12月10日	患畜	1	上伊那郡 箕輪町

畜産課